

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	観光物産課（自然保護課）
根拠法令等	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 愛媛県物産観光センター管理条例
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例から、愛媛県物産観光センター及び愛媛県北条鹿島博物展示館に関する部分を削除する。</p> <p>（改正理由） 平成 24 年 7 月末をもって愛媛県物産観光センターが廃止されることとなったため。松山市の申請に基づき、愛媛県北条鹿島博物展示館を同市に譲与するため。</p> <p>また、上記条例の改正にあわせて、愛媛県物産観光センター管理条例を廃止する。</p>	
施行日	愛媛県北条鹿島博物展示館の項を削る改正規定は公布の日 その他の改正規定及び愛媛県物産観光センター管理条例を廃止する規定は平成24年 8 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	